

不可解な「議会事務局長」主導による「問責決議」

一旦、沈黙しかかった「記憶」が、再び、意図的に拡散され、表面に出される試みが、「ていあんくん」への投書の形で現れました。

それも「議会を破壊」とか、「ルール無視」などの見当外れの悪罵と一緒にでした。

投書の内容を精査してみると「事情を知る者」の関与を疑わざるを得ず、事のプロセスを熟知している木林事務局長に面談を求めました。(4月15日)

<p style="text-align: center;">議会事務局長に 「疑念」を向けた理由</p> <p>(理由1) 私の一般質問の日(12月19日)の議会開会の10時直前、<u>工藤(隆)・田村の両議員</u>が、議会開会ギリギリに入りました。その時、二人の手には「議員必携」があり、着席後も小さな紙をはさめるなど執着性を持ってページを確認していました。</p>	<p>(理由2) 私は一般質問後、家で自分の質問状況を録画で確認するのが常ですが、この日、録画を確認してみると、私の一般質問時における<u>鳥越議員</u>の態度が一変していました。いつもは、私の質問中、体をねじったり、首を横に振ったり、質問に対する不快感を露骨に示し、時に説明員に追従笑いを送るのが常態でした。しかし、この日は、<u>3人揃そろって「議員必携」</u>を読んでいたのです。</p>
<p>3人が行なった「議員必携」の「<u>にわか勉強</u>」が、私に対する「問責決議」の為だった事を知ったのは、「問責決議」した19日、帰宅し録画を見た後でした。「問責決議」の提出者は、工藤(隆)議員。賛成者が田村議員。そして、賛成討論をしたのが鳥越議員。私のHPをコピーをし無断で議会運営委員会に持ち込んだのが、木林議会事務局長です。従ってその後、議会運営委員会の議事録も必要としました。</p>	

吉岡から木林事務局長への質問(4/15)	木林議会事務局長の返答
<ul style="list-style-type: none"> ●三人揃って問責に臨んだことは、木林さんの関与を疑わざるを得ない。問責決議に関して、工藤(隆)・田村の両議員二人に何らかの教唆・指導をしたのか? ●問責決議文は、誰が書いたのか 	<ul style="list-style-type: none"> ●関与という意味がわからない。事務局長が、「ああしなさい、こうしなさい」と、議員に指導はできない。「議員必携」のどこに書いてあると言う話をした記憶はないが、議員の方から相談されれば、わかっている範囲で答える。これを作ってくれと言われれば作る。 ●私が作りました。

●鳥越議員が賛成討論に使った資料の『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』は、木林さんが提供したのか。

●あの資料は適切だったのか。

●（資料について言い始めると）

●聞かれたら資料を渡します。

●適切かどうか分からないが、考え方は合っている。

●（吉岡の発言をさえぎって）その議論するのはやりたくない。そもそも、人それぞれ、認識がちがう。長くなるし。

鳥越議員が大恥をかかされた「問責と無関係な法律」は、「国民の行政文書の開示を請求する権利」と『国や自治体の行政文書の開示義務』等に関し述べた法律で、「問責決議」を正当化するこの度の問題とは、無関係だったのです。

鳥越議員が論じるべきは、①すでに公開された成分検査の結果を議員個人のHPで批判的に報道することが、どの法律に違反するのか。②成分検査の結果に対する役場の見方（分析）に対する批判的論評が、議員のHPで行われることが、なぜ問題なのか、どの法律に違反するのか。言論の自由、表現の自由に属することであるか、否かの法律議論が展開されなければならなかったのです。鳥越議員は、トンチンカンな法律を読まされ大恥をかいてしまったのです。

木林議会事務局長は、「そもそも、人それぞれ認識がちがう。長くなる」からと説明すら拒否しました。これは、議会事務局長として逃げてはならない言葉・行動でした。役者に間違っただけで台本を渡しておきながら、「ほっかむり」です。こんな議会事務局長は、信用できません。

工藤（隆）・田村議員に、二人で提案した「問責決議」上の法律上の根拠の質問をしましたが、回答拒否されました。

率直な印象で言えば、3人とも、「問責決議」で指摘した問題点に何らの問題がなかったという「事実」に気づいたとは思っていません。木林事務局長の「ウソの宣伝」に飲み込まれ、「反吉岡」の感情に巻き込まれたと思っています。

吉岡から木林事務局長への質問（4 / 15）

木林議会事務局長の返答

「問責決議」に関して町長や副町長からの指示があったのか。

何もない。

※「一介の議会事務局長が、議員の問責・懲罰に、一人で動くなどあり得ない。」との見方もあり、一応、聞いてみました。

私も「一介の議会事務局長」だけの判断で出来ることではないと思っている次第。

(追加) 木林事務局長発言 (I)

「議運」(12月13日)での発言	吉岡「面談」(4月15日)での発言
<p>(以下、「要点」会議録)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">吉岡議員のホームページについて (事務局より報告)</p> </div> <p>吉岡議員のホームページに、<u>経済常任委員会及び議会における手続きの軽視及び侮辱、危険性を煽る内容、根拠なき企業名の公表がなされている</u>旨の報告をした。</p>	<p>一番最初の話は、議会運営委員会があって、最後の議題の中で、<u>吉岡さんのHPにこう言うのが出てますよ、というのは、自分の方から出しました。</u></p> <p>(この時、2019・12・12 更新のHPのコピーを回した)</p> <p><u>私の方から、問題にしようとか、懲罰にしようとか、そんなことは、私の方から(提案は)出来ない</u>ので。それが最初。</p>

木林議会事務局長個人の「特性」には、いささか閉口気味なのですが、上記の2つの説明の食い違いは、「ウソ」の領域に入るのではないかと受け止めているところです。

「面談」(4 / 15)での説明では、議運(12/13)で配布した私のHPのコピーは、コメントなしで、「こういうのが出てますよ」と配布し、各議員からそれぞれの感想、意見が出された結果が、「議運の結論」であるかのような説明でした。

しかし、議運(12/13)での木林事務局長の説明は、はじめから「問題にしよう」と会議に臨み、木林氏が一方的にまちがった説明をして、吉岡のHP批判をしました。

私からの(誤解を取る)説明はない。(深川市議会における問責決議の場合は、別件ではあるが、議運での聞き取りをしている。・・・R2・4・17回答)

(追加) 木林事務局長発言 (II)

「議運」(12月18日)での発言	吉岡のコメント
<p>●ルールを犯しているかどうかは、議会の皆さんの判断して頂いて、<u>これはいかにぞと</u>言うことになれば、<u>懲罰や問責</u>だったり、関係ないぞと<u>言うこと</u>になれば不問になる。 <u>その判断は議会の皆さんがやるべきではないか</u>と事務局は思っている。</p>	<p>●木林事務局長は、「吉岡はルールを犯している。」のだから、「懲罰」か「問責」かを定めるべきだとけしかけている。その判断は「議会の皆さんだ」と言って「懲罰」か「問責」かの決定を促している。私には、<u>いかにも中立的で議員が自主的に決定しているかのように説明したがそうではない。結論を誘導している。</u></p>

<p>● (吉岡のHPは)「<u>議会の侮辱軽視、ウソの表現、数字もウソを書いていますし、それから企業名を挙げていたり。</u></p> <p>●これは議員個人の問題ではなくて議会全体に、安平町議会として見られますので。</p>	<p>●吉岡が議事録を見ないと思っていい加減な発言しているが、「ウソ八百」とは、木林事務局長の発言そのものです。「ウソ表現」「数字もウソ」には驚きました。</p> <p>●こうした論法は「関連と区別の基本認識に欠ける。」と言われる典型です。つまり、個人のHPと議会全体、安平町議会と無理矢理「同じこと」と主張しています。「関連はあるが、区別すべき問題」です。「関連と区別」です。</p>
--	---

「覆面投稿者」は、会議参加者しか知り得ない情報をなぜ、知っているのか

会議の参加者しか知り得ない情報を覆面投稿者は知っている！	吉岡のコメント
<p>1, なぜ、議会運営委員長の米川は、・・・吉岡の醜態を良しとしたのか。 <u>討論の場でも、米川はだんまり決め込み逃げ回っている</u>ではないか。</p> <p>2, 牧田も米川同様に、いつまで、温情の目で吉岡を見守り続けているのか。</p> <p>3, 今回の発議が工藤隆男からではなく、多田や小笠原から提出されていたら、<u>米川や三浦は簡単に手のひらを返すだろう。</u></p> <p>4, 二元代表制だから<u>公平なんだ</u>と口癖のように言っているが・・・(対等と言ったのだ)</p> <p>5, 米川に議会運営委員会の委員長は<u>適任でない</u>と感じる。</p>	<p>●「温情の目」とか、「逃げ回っている」「だんまり」などの批評は、議論のまっただ中にある「会議参加者」だけが言えるセリフだ。 誰なんだ。「覆面者」は？</p> <p>●「<u>簡単に手のひらを返すだろう</u>」なども、悪質な暴言・歪曲の類いだが、日常の人間関係を熟知していなければ書けない。 これも議員や周辺の人間の文章だろう。「頭隠して尻隠さずだ」</p> <p>●確かに「二元代表制」の視点が欠けているとの指摘を何度か行なった。しかしそれを直接聞いていたのは、議員と議会事務局と説明員たちだ。覆面者は、これらの中にいるのか。</p>

★「議会運営委員会の委員長は適任でない」などは、会議に参加していた「反米川感情の強い」の議員の暴言を聞いた人が、書いたものではないのか。

★それとも、議会運営委員会の「会議参加者」のどなたかが、一部特異な町民と常に連絡を取り、情報を与えて、「吉岡批判等」を書いてもらったとでも言うのか？

覆面投稿者は、議会事務局長の越権行為を「議会破壊」となぜ、批判しないのか

「追分旭」に関する憶測だけの批判	吉岡のコメント
<p>①今回もホームページで<u>追分旭の問題を傍聴しただけなのに</u>・・・</p> <p>②まだ<u>正式な決定が下されていない「未熟な情報」</u>を「<u>勝手な憶測</u>」だけで記事にし・・・</p>	<p>①「傍聴しただけ」とあえて「軽い扱い」をして見せていますが、追分旭の問題は2種類あります。 <u>今回</u>、ホームページに掲載したのは、傍聴(情報が公開された会議)で明らかになった「汚泥発酵堆肥」と呼ばれた物質に「重金属の基準オーバー」の事実です。</p> <p>②「未熟な情報」でも「勝手な憶測」でもありません。私が議員になって2年間、集めたデータ・資料や議会での議論を踏まえて役場側の矛盾したあり得ない説明を批判したのです。 <u>しかも、議会事務局長が、なぜ職責を超えて農水省と接触したのか。</u> おまけに、「町は保全の方針だ」などと、<u>議会事務局長の職責と無関係の「町の方針を表明したのか？」</u> 「ルールに違反」とは、このようなことを言うのではないのか。 <u>なぜ、覆面投稿者は、こうした事務局長の越権行為・違法行為を「議会破壊・ルール違反」と批判しないのか。</u></p>

